

「5・3憲法集会 inいわて」

メッセージ

安保法制廃止の取組を継続発展させ、このたび「5・3憲法集会 in いわて」を開催されること、心からお祝いを申し上げます。

憲法第9条は、先の大戦に対する深い反省と民主主義国として平和を実現する固い決意に基づいた極めて重要な条文であり、その原則は、日本国憲法の原則として維持されるべきものと考えます。

また、朝鮮半島情勢の急展開は、日本にとって民主主義と国際協調がますます重要な局面になっているといえるでしょう。

本日のこの集会が、岩手から、その良識を国政にも伝える意義あるものとなることを期待します。

2018年5月3日

岩手県知事 達増 拓也

メッセージ

「5・3憲法集会inいわて」の御盛會を祝し、心よりお慶び申し上げます。

このたびは、ご案内いただいたにもかかわらず、用務の都合により、参加できないことをお詫び申し上げます。

日本国憲法は、国家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由に表明された国民の総意によって確定されたものであり、戦争放棄や基本的人権の尊重など極めて重要な原則が定められております。

本集會を通して、多くの方が憲法について学び、考える契機となることを切に願っております。

本集會が開催目的を達成し、盛會のうちに終了できますことを心からお祈り申し上げ、メッセージといたします。

矢巾町長 高橋昌造